国際交流基金ベトナム日本文化交流センター

施設利用規則

2024年10月

ベトナム日本文化交流センター所長

1. 対象事業に関する一切の責任は申込みを行った使用者が負うこと。
2. 利用当日は張り紙、看板、受付への人員配置など使用教室への関係者誘導を適切に使用者が必ず行うこと。当センターは一切の案内を行わない。
3. 利用後は、エアコンや照明等の電源を切り、移動させた什器は原状復帰をすること
4. 許可した使用スペース外への立ち入りは許可しない。当センターの職員以外の者は執務室へ立ち入ることはできない。
5. 許可した事業以外の内容に使用しないこと。
6. 次の場合は、事前に速やかに報告し、その許可を得ること。

(１) 当初の事業内容を変更する場合

(２) 使用期間、使用時間帯を変更する場合

(３) 対象事業を中止する場合

1. 対象事業の開催中あるいは終了後において、以下に該当すると認められた場合、当センターは使用許可の取り消しを行う。

(１) 使用申込書の記載に虚偽があった場合

(２) 使用許可の内容、条件に著しく違反していると認められる場合

(３) その他、当センターにて実施する事業としての適格性を欠くに至ったと認められる場合

(４) 当センター事業に支障がある場合

1. 使用者の都合により取り消す場合や、災害、事故等のやむを得ない事情により使用を取り消す場合には、当センターは、事業実施に関わる一切の賠償等の責任を負わない。